

松原小学校フライヤー賃貸借【長期継続契約】

仕様書

1	案 件 名	松原小学校フライヤー賃貸借【長期継続契約】
2	賃貸借物件名	丸型ガスフライヤー
3	数 量	1 台
4	仕 様 及び 参考品	<ul style="list-style-type: none"> ・寸法：W1500×D750×H800mm程度 ・丸型 ・ガス式（天然ガス仕様） ・自動点火式 立ち消え安全装置付き ・油槽：2槽式 ・油槽材質：鉄製厚み2.3mm以上（油温確保のため） ・油量：38L程度×2槽 ・ステンレス製揚げ籠 φ510×100mm程度（荒目）2ヶ付属 ・ステンレス製揚げ籠 φ540×150mm程度（細目）2ヶ付属 ・ステンレス製すくい網 2ヶ付属 <p>参考品：東京板金工業株式会社、FGSHT-150-2 ※同等品で応札する場合は、事前に教育総務課へ同等品協議書を提出すること。なお、同等品協議書の【記載上の留意事項】を参照すること。</p>
5	設 置 場 所	酒田市立松原小学校給食室（酒田市亀ヶ崎五丁目8番25号）
6	賃 貸 借 期 間	令和8年8月1日から 令和11年7月31日まで（36か月）
7	契 約 方 法	長期継続契約（地方自治法第234条の3）による賃貸借契約とする。
8	賃貸借物件等の 設置・撤去費用	既存機器「タニコー株式会社・TGM-150」の撤去処分費、賃貸借物件の据付費・設置費・ガス工事費・試運転調整費・調理員への取り扱い説明費及びその他諸経費全てを含む。
9	賃 貸 借 期 間 満了後の措置	本市が無償譲渡を受けるものとする。
10	支 払 方 法	支払いは毎月払いとし、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
11	そ の 他 の 事 項	<ul style="list-style-type: none"> （1）本業務で調達する機器は新品・未使用品であること。 （2）保守は含まない。 （3）動産総合保険への加入及び保険料は賃貸人の負担とする。 （4）賃貸借契約期間中の固定資産税納付について、賃貸人は負担しない。 （5）設置にあたっては、事前に電源・配線・配管位置等を十分に確認すること。契約後、設置に関し不備があった場合は賃貸人の負担において速やかに改善を行うものとする。 （6）本契約は地方自治法234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額または削除された場合は、この契約を解除することができる。